

公益社団法人京都府介護支援専門員会 理事・監事細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当法人」という。） 定款第25条、第26条及び第27条の規定に基づく適用及び細則について必要な事項を定める。

(理事の区分)

第2条 理事を次のとおり区分する。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 理事 | 10名以上30名以内 |
| ア. 選出理事 | 7名以上20名以内 |
| イ. ブロック推薦理事 | 5名以上10名以内 |
| (2) 特任理事 | 15名以内 |

(役員の選出方法)

第3条 選出理事は、別に定める「選挙管理規程」に基づき選出し、社員総会で選任する。

2. ブロック推薦理事は、別記で定める選出地区ごとにブロック委員長及びブロック委員の合議により正会員の中から推薦し、社員総会で選任する。
3. 特任理事は、別記1の関係団体等から推薦を受け、会長が任命する。
4. 監事は、社員総会で選任する。

(選出地区・ブロック区分及びブロック理事定数配分方法)

第4条 選出地区およびブロック区分は、別記2のとおりとする。

2. 選出地区ごとの理事定数は、1名以上2名以内とする。

(理事会の選定)

第5条 当法人の定款第25条第2項に基づき、会長、副会長、常任理事は、理事会の決議によりこれを選定する。

(選定日)

第6条 会長、副会長、常任理事は、原則として当法人の社員総会における理事の選出後に開催される理事会において選定されるものとする。

(役員の資格)

第7条 会長、副会長、常任理事は、選出理事の中から選定されるものとする。

2. 会長、副会長、常任理事の選定は、同時に行うこととする。

(選定の管理)

第8条 役員の選定に関する議事の管理及び運営は、選出理事以外の理事が行う。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

2. 常任理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常任理事現在数の5分の1以上から招集の請求があったとき。

3. 常任理事会は会長が招集する。

4. 会長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

5. 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

6. その他、常任理事会に関し必要な事項は、理事会が定める。

(委 任)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。

(細則の改正)

第11条 この細則の改正は、理事会の決議による。

2. 改正した場合は、社員総会に報告しなければならない。

附 則

1. この細則は、平成26年1月8日から施行する。

別記1 関係団体

一般社団法人	京都府医師会
一般社団法人	京都府歯科医師会
一般社団法人	京都府薬剤師会
公益社団法人	京都府看護協会
公益社団法人	京都府栄養士会
一般社団法人	京都府理学療法士会
一般社団法人	京都社会福祉士会
一般社団法人	京都府介護福祉士会
一般社団法人	京都私立病院協会
一般社団法人	京都府訪問看護ステーション協議会
一般社団法人	京都府老人福祉施設協議会
一般社団法人	京都府介護老人保健施設協会
一般社団法人	京都市老人福祉施設協議会

別記2 ブロック区分

第一選出地区

1. 丹後ブロック (京丹後市、伊根町、宮津市、与謝野町)
2. 中丹ブロック (舞鶴市、福知山市、綾部市)

第二選出地区

3. 中部ブロック (南丹市、京丹波町、亀岡市)
4. 京都市北西ブロック (右京区、上京区、中京区)

第三選出地区

5. 京都市北東ブロック (左京区、北区)
6. 京都市南東ブロック (東山区、山科区、下京区)

第四選出地区

7. 京都市南西ブロック (西京区、南区、伏見区)
8. 乙訓ブロック (向日市、長岡京市、大山崎町)

第五選出地区

9. 南山城ブロック (宇治市、久御山町、八幡市、城陽市、宇治田原町、京田辺市、井手町)
10. 相楽ブロック (木津川市、和束町、南山城村、精華町、笠置町)